

# 青森県報

第二千三百七十五号

平成十六年  
九月六日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一
- 結核予防法による医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 種畜の臨時検査の施行…………… (畜産課) …… 一
- 飼料の試験の結果の概要…………… (同) …… 二
- 公共測量の実施…………… (監理課) …… 三
- 出先機関…………… (民生課) …… 三
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県政) …… 三
- 土地改良事業の工事の完了…………… (農林水産) …… 三
- 土地改良区の役員の内任…………… (農林水産) …… 四
- 土地改良区の役員の内任…………… (農林水産) …… 四

## 告

## 示

### 青森県告示第五百六十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
川上胃腸科外科医院 戸館内科胃腸科医院 和田クリニク	上北郡野辺地町字野辺地一五〇の一 上北郡野辺地町字野辺地二六一の一 青森市橋本二丁目一四の六	平成一六・五・一 一六・七・二 一六・七・三

### 青森県告示第五百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川上クリニク 和田クリニク内科・胃腸科	上北郡野辺地町字野辺地一五〇の一 青森市橋本二丁目一四の六	平成一六・八・一 一六・八・七

### 青森県告示第五百六十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十

五年農林省令第九十六号) 第二条第一項の規定により公表する。

平成十六年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成一六・九・二七	下北郡東通村大字野牛字野牛川六二〇一〇 杉本康 畜舎

青森県告示第五百六十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号) 第五十六条第一項の規定により平成十六年八月十二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											違 反 の 内 容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン 酸 %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	ペ ン 化 シ ン 率 %	T D N %	M E kcal/kg		そ 他 の 査 水分 %
北日本くみあい飼料株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24 7	同 左	くみあい標準配合飼料ハイパフォーチックFBI後期M	16.8	16.7	3.1	1.00	0.68	3.3	5.3					2,800	13.6	
		くみあい配合飼料ニユーセレクト17	16.8	17.2	5.1	4.04	0.55	2.5	12.3					2,850	12.3	
		くみあい配合飼料エック粒粒16	16.7	17.0	5.3	3.60	0.70	3.4	11.4					2,810	12.4	
		くみあい配合飼料若豚育成Bツッシュ80	16.8	17.7	4.7	0.78	0.49	2.6	4.5					80.0	13.3	
		くみあい配合飼料ニユーテライブA	16.8	19.3	4.8	0.83	0.57	1.7	4.7					81.0	11.8	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百六十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
国土交通省
- 二 測量の種類  
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 三 測量の期間  
平成十六年九月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 測量の地域  
青森市  
八戸市

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年八月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パソネット街づくりの会

三 代表者の氏名

加藤 清衛

四 主たる事務所の所在地

西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町四五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、鰺ヶ沢町及び周辺市町村民に対して、パソコンと通信ネットワークを利用した街づくりや、パソコンリサイクルで資源の効率化と物づくり技術の蓄積を図る事業を行うことによって、社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十六年九月六日

中南方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 一七八	黒石市	平成一五・三・三
〃 一七九	〃	〃
十四年災農業用施設災害復旧事業一七〇一	〃	〃
十四年災農地災害復旧事業 一三四	大鰐町	一五・六・二五



〃	〃	〃	〃
漆坂 清美	太田 幸悦	川村 堅逸	澤橋 孝市
の〃 —	の〃 —	〃	〃
〃	〃	〃	〃
大字奥瀬字大堀平一二	大字沢田字後平一〇七	大字法量字大筋前四六	大字奥瀬字中平五七
〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭